

天草不知火海区漁業調整委員会
第360回議事録

令和元年（2019年）8月5日開催

第360回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和元年（2019年）8月5日（月） 午後2時から
- 2 開催場所 水前寺共済会館グレースシア 6階 スカイルーム
- 3 出席者
（出席委員） 江口幸男 前田和昭 浜悦男 関山哲也 脇島成郎
佐々木倫一 友村喜一 桑原千知 山口秀康
内野明德 福田靖 横田政司 鎌賀泰文 藤木美才
（欠席委員） 山田豊隆
（水産振興課）主幹 山下幸寿
（漁業取締事務所）副所長 齊藤裕勝 主任技師 渡辺貴史
（県南広域本部水産課）参事 梅山昌伸
（天草広域本部水産課）技師 池崎公亮
（熊本県漁業協同組合連合会）業務部次長 宮本幸生
（事務局）事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 参事 國武浩美
主任技師 多治見誠亮

4 議事次第

（1）開会

（2）議事

1）議題

第1号議案

つきいそ（沈船魚礁）周辺海域における集魚灯利用釣り漁業の禁止について（委員会指示）

第2号議案

小型機船底びき網漁業（手繰第1種手繰網漁業）の適正操業に係る委員会指示について（委員会指示）

第3号議案

令和元年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について（協議）

（3）その他

（4）閉会

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第360回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中14名で過半数に達しており

ますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

第360回天草不知火海区漁業調整委員会次第と書かれた資料1部をお配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長
(江口会長)

どうも皆さん、こんにちは。ほんとに毎日暑い中、体調を崩される方もおられると思いますが、どうぞ体に気をつけて頑張ってくださいと思います。

天草では、魚の水揚げの方もあまり暑くて減少気味でございますが、今から涼しくなるにつれて少しでも獲れるようになるのではないかと考えております。

それでは、ただ今から第360回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は、内野委員と藤木委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入ります。

議題の第1号議案「つきいそ（沈船魚礁）周辺海域における集魚灯利用釣り漁業の禁止」について、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。

資料の2ページ以降をご覧ください。

令和元年（2019年）7月19日付けで天草漁業協同組合長から、当委員会会長あてに、委員会指示の発出について要望書の提出がありました。

要望内容は、現在発出されている天草不知火海区漁業調整委員会指示第170号の有効期間が、本年8月31日をもって終了するので、その後も同じ内容の委員会指示を行ってほしいというものです。

現在の委員会指示の内容について御説明いたします。

資料の3ページをご覧ください。

図面左側に黒丸がございます。

ここが「天草市牛深町大島灯台から真方位354度、4,300メートル」の地点です。

委員会指示は、この地点を中心に半径50メートルの線で囲まれた区域において、10月1日から翌年3月31日までの間、集魚灯を利用した釣り漁業を禁止するというものです。

現在の委員会指示の有効期間は、平成29年(2017年)9月1日から平成31年(令和元年 2019年)8月31日までとなっております。

要望理由と併せまして、委員会指示に至る経緯を補足説明させていただきます。

資料の4ページをご参照ください。

そもそも現在委員会指示で操業が禁止されている区域は、イサキ、アジ、タイ等が回遊する良い漁場だったそうです。

そこで昭和62年に一本釣り漁業者の要望を受けて、当時の牛深町漁業協同組合が廃船となった2隻の鋼鉄製の船(59トンと69トン)を沈めて、魚礁といたしました。

その結果、周年でアジ、初夏の時期にイサキ、秋から冬にマダイが、魚礁に蝟集するようになり、一本釣り漁業の好漁場となったそうです。

ところが、秋から冬のマダイを対象とした操業時期に、牛深以外の地区から来る漁業者が、夜間、集魚灯を点けて漁をするようになりました。

この漁法で漁を行うと、その漁場で、その後しばらくタイが釣れなくなってしまい、昼間の釣りで長期間安定した漁を続けていた地元の本釣り漁業者は、大変な迷惑をこうむったということです。

このような問題が起きたことから、地元の漁協から、秋から冬の間は、この場所で集魚灯を利用した釣りを禁止する内容の指示を行ってほしいとの要望があり、平成元年に最初の委員会指示を行いました。

これにより現場の混乱はなくなり、以後2年間の有効期間が満了するたびに、委員会指示を継続するよう要望があり、それに対応して委員会指示が行われてきております。

当該沈船魚礁は、現在でも一本釣り漁業者が頻繁に使用しており、今回要望に対しても委員会指示を行うことが妥当と考えます。

資料5ページに新たに発出する委員会指示の(案)を示してお

ります。

有効期間以外は、現行の指示内容と同一ですので、委員会指示の案の読み上げは割愛させていただきます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長

はい。どうもありがとうございます。

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

何か御質問ございませんか。よろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。それでは、特に無いようですので、第1号議案「つきいそ（沈船魚礁）周辺海域における集魚灯利用釣り漁業の禁止」については、事務局の案のとおり、委員会指示を発出してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。それでは委員会指示を発出することといたします。

議長

続きまして、議題の第2号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第1種手繰網漁業）の適正操業に係る委員会指示」について、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。

資料は、7ページをご覧ください。

令和元年（2019年）7月16日付けで、天草漁業協同組合長から当委員会に対しまして、天草海における手繰第1種漁業手繰網漁業の適正操業の確保について要望書が提出されております。

要望の内容ですが、天草海における小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業手繰網漁業）（以下、手繰網漁業）は、天草町及び崎津の沖合において一本釣り漁業等の各種漁業と調整を図りながら、同漁業の本来の漁具及び漁法により、適正な操業を行ってききました。

しかし、本来の漁具及び漁法を逸脱した方法による操業が認められることから、天草漁協や関係漁業者が、本来の漁具及び漁法を逸脱した方法による操業を禁止するよう、当委員会に対し、委員会指示を行うよう要望されたものです。

今後も、本来の漁具及び漁法による適正な操業を確保や漁場利用の適正化を図るため、引き続き、天草海における手繰網漁業について、次の内容の委員会指示を出してほしいという要望です。

資料8ページに、手繰網漁業の漁具図を示しておりますので、参考までにご覧下さい。

資料7ページに戻っていただきます。

1 制限の内容

(1) 制限の対象となる漁業種類

天草海を操業区域とする手繰第1種手繰網漁業

(2) 制限する内容

ア 一本釣り漁業及びはえなわ漁業(浮きはえなわ漁業を除く)の操業を妨げてはならない。

イ 網口(荒手網前端)から5メートル以内に、高さ1メートル以内の手木を付けなければならない。

ウ 手木(手木に付ける股綱の長さは、片側1.5メートル以内)からの曳綱は片袖1本でなければならない。

エ 網丈の最大の高さ(袖網と袋網との接合部における網丈)は、15メートル以内でなければならない。

オ 沈子綱は、グランドロープ(チェーン又はワイヤーロープにストランドロープや古綱を巻いたもの、又はゴム製の筒を取り付けたもの)でなければならない。

カ 曳綱にオドシを付けてはならない。

キ 曳綱(股綱と曳綱の接合部を除く)1本に付ける沈子(チェーン等)は、1ヶ所でなければならない。

2 指示の期間

令和元年(2019年)10月1日から令和3年(2021年)5月31日までとする。

以上が、要望の内容となっております。

補足説明として、これまでの経緯を説明させていただきます。

資料9ページをご覧ください。

現在の許可の状況ですが、天草漁協天草町支所に11件、崎津支所に5件の合計16件に許可されています。

また、許可の期間は、平成29年(2017年)6月1日から令和2年(2020年)5月31日まで、操業期間は、10月1

日から翌年5月31日までとなっております。

委員会指示に至る経緯について、御説明いたします。

平成18年、苓北、天草町、崎津地区の一本釣り漁業者や手繰網漁業者から、ある手繰網漁船が、これまで行われてきた本来の漁法と異なる漁法で操業しており、一本釣り漁業者との漁場競合が生じているとの情報が寄せられるようになりました。

関係漁協や漁業者が、異なる漁法を行う者に対し、一本釣り漁業者や手繰網漁業者から従来の漁法で操業するよう要請したものの聞き入れられなかったため、当委員会に対し、適正な手繰網の操業や一本釣りとの操業調整が図られるよう要望が行われました。

このような経緯を踏まえ、これまで操業調整が図られてきた一本釣り漁業との競合が生じていることから、手繰網漁業について、適正操業を確保する必要があるということ、また、本来の手繰網漁業として、基本的な漁具の基準について、明確にする必要があることを理由に、平成19年度から当委員会より計7回の委員会指示が出されています。

今後の対応としましては、手繰網漁業本来の漁具及び漁法による適正な操業を確保するとともに、地元漁業者との調整が図られるよう、今回の要望に対して、現在の委員会指示を継続することが望ましいと考えます。

また、先日、天草漁協天草支所におきまして、一本釣り漁業者及び手繰網漁業者の代表と意見交換を行いました。

その中で、両漁業者から、委員会指示が出されるようになってからも、手繰網漁業本来の漁具及び漁法による適正な操業が疑われる状況にあることから、県による検査、具体的には、漁期中、漁業取締事務所による手繰網漁船への立ち入り検査を実施してほしい旨の意見が出されました。

この結果を踏まえ、水産振興課としましては、委員会指示が完全に履行され、手繰網漁業本来の漁具及び漁法による適正な操業が行われることにより、関係漁業者間の調整が図られるよう漁期前及び漁期中の検査の実施について、漁業取締事務所と連携しながら、積極的に検討したいと思っております。

資料10ページに、委員会指示の案を示しております。

内容につきましては、天草漁協から提出された要望書と同じですので、読み上げは割愛いたします。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 　ただ今の説明について、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

藤木委員 　すみません、一つ教えてください。

議長 　はいどうぞ。

藤木委員 　今後の対応のところに、意見交換を行ったとの記載がありますが、このような意見交換は定期的に行っているのでしょうか。

水産振興課 　以前の資料等を見ましても、この委員会の前は当然ですが、定期的に行われております。

藤木委員 　はい、ありがとうございました。

議長 　他にございませんか。はい、どうぞ。

福田委員 　これは、具体的には吾智網とどこが違うのですか。

水産振興課 　資料８ページに載せております参考図ですが、本来の手繰網ですとこういった漁具を使用し、底びきを行います。
吾智網については、例えば、網口が高かったり、袖網の高さが高かったりします。
操業方法につきましても、手繰網漁業者や一本釣り漁業者の話によりますと、本来の手繰網漁業の漁法とはかけ離れた操業を行っているとのこと。曳網時間が短かったりというような話がありますので、そういった行為を本来の底びき網漁業のような漁法を行っていただく必要があると考えています。

福田委員 　グランドロープというのは、ある程度曳けば浮くものですか。

水産振興課 　底びき網漁業ですので、グランドロープは、操業中は常に海底にぴったり着いています。着いておくように沈子やチェーンを付けております。

福田委員 　岩があったら、スピードを出せばそれを超えていったりできないですか。

水産振興課 本来であれば、地元の漁業者ですから、そういった岩場は底びきですから、避けて操業するものだと考えております。

福田委員 はい。

議長 他にございませんか。それでは特に無いようですので、第2号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第1種手繰網漁業）の適正操業に係る委員会指示」については、事務局の案のとおり、委員会指示を発出してよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 ありがとうございます。それでは委員会指示を発出することといたします。

議長 続きまして、議題の第3号議案「令和元年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 委員会事務局でございます。
最後の議案です。説明が長くなっておりますがよろしくお願ひします。

全国の海区漁業調整委員会で構成されております全国海区漁業調整委員会連合会は、毎年5月に総会を開催し、6月に国に対して要望活動を行っております。

この要望活動で要望する内容につきましては、東日本・日本海・中国四国・九州という4つのブロックごとに、構成する海区のそれぞれの要望を集約し、さらに4ブロックの要望を1つの要望書としてとりまとめたところで、毎年5月の総会に諮り決定するという流れになっております。

本日は、今年10月、宮崎県で開催が予定されております九州ブロック会議に提案する熊本県連合海区の要望内容について、ご審議いただきますようお願いいたします。

まずは、平成30年度に九州ブロック会議で審議し、平成31年度に入り、国に要望しました事項について、簡単に御説明と御報告をさせていただきます。

なお、今年度行いました要望活動につきましては、全漁調連事

事務局より結果報告を受けておりませんので、結果報告があり次第、当委員会で御報告させていただきます。

さて、昨年10月に鹿児島県で開催されました九州ブロック会議におきまして、九州各県から出された要望事項を資料12ページに示しております。

番号1から5は、水産政策の改革や現行の漁業調整委員会制度の堅持を要望するものです。

6から8は、大臣許可漁業と沿岸漁業間の協議促進や大臣許可漁業の禁止区域の見直しについての要望です。この中に本県要望も含まれておりました。

9から13は、クロマグロ資源管理に係る要望です。

14から20は、外国漁船問題に係る取締強化や安全操業確保等についての要望です。この中に本県要望も含まれておりました。

21は、操縦資格のいないミニボートへの安全管理指導についての要望です。

22は、暴力団関係者は漁業の許可及び免許の対象者となれないような法改正の要望です。

要望内容は、以上6つに分類されます。

これら22の要望を九州ブロックのものとして全国海区漁業調整委員会連合会に提案し、他のブロックの要望と集約されて出来上がったものが資料13ページ以降の要望書になります。

この要望書をもとに、今年7月4日に、全漁調連中央要望活動が、水産庁をはじめ関係省庁に対して実施されております。

以上が、平成31年度要望についての説明及び報告です。

次に、令和元年度全漁調連九州ブロック会議への提案議題について御説明いたします。

本委員会からの提出議題につきましては、先日7月17日付けの事務連絡におきまして、昨年と同じ内容の2議題のほか、追加の案件や提案議題の内容修正につきまして、各委員の皆様にご意見等をお伺いさせていただきました。

委員の皆様からは、新たな御提案等はございませんでしたので、事務局としましては、「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」及び「東シナ海における漁船の安全操業確保について」の2議題の要望を提案させて頂きたいと思っております。

まず、要望の1つ目「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」です。

資料31ページをご覧ください。

要望の背景等を説明するための図を添付しております。カラーで印刷されています資料になります。

大中型まき網漁業の操業禁止区域は農林水産大臣が決定します。

この添付図は、昭和38年に農林水産省の告示で定められております。

国が定める大中型まき網漁業の操業禁止区域が、赤の線で示してある部分になります。

苓北町地先や天草市牛深町市先には、禁止区域が設定されていません。

昭和60年頃から大中型まき網漁業の沿岸寄りの操業が増えてまいりました。

これに対し、天草の西海地区の漁協連絡協議会からは、大中まき漁業の禁止区域拡大という要望が行われました。

鹿児島県の大中型まき網漁業協同組合と西海地区漁協連絡協議会の間で話し合いを重ねまして、最終的に平成18年に両方で協定を結んでおります。それが、添付図の黄色い線で囲まれた部分になります。

この協定は、苓北町地先や天草市牛深町地先、これに加えて委員会指示を行っている人工魚礁周辺区域について、大中型まき漁業の操業を自粛するという内容になります。

このような経緯を踏まえまして国に対し、要望を上げたいと考えております。

資料32ページをご覧ください。要望内容といたしましては、

1 大中型まき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。

操業禁止区域に係る操業調整の整ったものについては、随時操業の条件として内容を盛り込んで頂きたい。

2 大中型まき網漁業の適正操業について指導を強化すること。

大中型まき網漁業の操業については、魚礁周辺での集魚・操業を行っているなどの情報を聞いているところである。

このような大中型まき網漁業者の操業は、水産資源の維持回復を図る観点から、沿岸漁業者にとって大きな障害となっているため、沿岸漁業者へ配慮した適正操業について十分な指導を強化すること。

以上が、1つ目の要望となります。

続きまして、要望の2つ目「東シナ海における漁船の安全操業確保について」です。

これは、平成24年度から要望を始めたものです。

対象となる海域を説明させていただきます。

資料33ページをご覧ください。

種子島、屋久島から沖縄諸島の西側に黒く塗りつぶして示しているのが日中の暫定措置水域です。この暫定措置水域のさらに南側の尖閣列島を含む海域が以南水域です。

資料の34ページをご覧ください。

要望内容といたしましては、

- 1 日中暫定措置水域及び以南水域における外国公船及び外国漁船団の位置や動向の情報収集に努めること。
- 2 水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に情報提供するなど、当該水域で操業する漁船に迅速に情報提供できる体制を構築すること

以上が、2つ目の要望となります。

ただいま説明しました2議題を、熊本県連合海区として九州ブロック会議に提案したいと考えております。

なお今後、九州ブロック会議の締め切りまでの間に、突発的な議題提案や内容の変更等が生じた場合は、熊本県連合海区会長に一任いただくことで了解いただくことと併せて、ご審議いただきますようお願いいたします。

御説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明について、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

鎌賀委員

はい。

議長

はいどうぞ。

鎌賀委員

大中型まき網関係についてですが、この関連の委員会指示を出すかどうかの審議の際は、大中型まき網漁業の違反操業とかは、最近では見られないというようなことを聞いたかと記憶しておりますけども、この中で2番の要望の項目の中で、魚礁周辺での集魚・操業を行っているなどの情報を聞いているところであると書いてありますが、現在の状況はどうなんでしょうか。

議長

事務局お願いします。

事務局

鎌賀委員の御質問にお答えさせていただきます。

最近では、明確な違反操業を行っているような情報は無いとの認識ですが、当該漁場を利用される一本釣り漁業者等の情報によりますと、違反操業はないが、例えば魚礁周辺での場所取りのためアンカーを打っての停泊であったりという状況については、未だ見受けられるということもありまして、操業禁止区域周辺での適正操業の指導強化については、提案に盛り込んでほしいとの要望があると認識していますので、今回も要望の1つということで要望させていただきたいと思います。

議長

他にございませんか。

浜委員

議長。

議長

はい、どうぞ。

浜委員

資料の12ページをご覧ください。

12ページですね、21番目のミニボートによる危険行為の防止について、佐賀県連合から提案が出ておりますけれども、この悩みというのは熊本県も全く一緒なんです。

だから、熊本県からも連合で出して良いのではないかと思うのが一点。

もう一点はですね、資料には関係ないんですけども、実は今日、朝、天草を出る時ですね、海区漁業調整委員会があるよと話をしたところ、是非お願いしてくれということが一点ありました。

それはですね、ウニの殻、ウニを獲ってウニの身を取って、殻を捨てたら捕まったという話ですね。

だから、これは海に返すというような考え方でいいんじゃないかと私は思うんですね。獲る人たちは精一杯もぐって取って来て、ウニの身を取って殻を捨てます。

海に捨てたウニの殻には魚が寄ってくるんですね。だから何の害もなくて、かえって魚の餌になってるんですよ。だからそういうことも考えるべきじゃないかなと思っているんですよ。

この2点をいかがですか、学識の委員さんたちは。

これは現場に行かなければわからないことだから。

ミニボートにしても、今朝もトラブったんですよ。港の出口で。これは佐賀県が悩むことに同感で、前にも言ったこともあるんですけど、全然前向きに検討してもらってないようですからね。

この2点を考えて見て下さい。

水産振興課 はい。

議長 はいどうぞ。

水産振興課 ミニボートの定義を言っておきますと、まず、船の長さが3メートル以内、馬力が2馬力以下というのをミニボートと言います。

これに関しては、操縦免許も登録も要らないことになっています。

これが先程言いましたように、操縦の免許が要らないものから、船にはルールがありますけれども、購入する時に、ちょっとした講習があるだけで、全国的に問題になっていまして、浜委員が言われるように、佐賀県と同調するような形でよろしいんですかね。そういった方向で検討したいと思います。

ウニの殻の方はですね、私たちが扱っているところの法律ではないところの法律になってしまうので、こちらから上げてしまうとなかなか難しいのかなと。逆に、厳しく突っ込まれてくる可能性があるので、委員会からはちょっと出さない方が良いのかなと思います。

議長 実はあの、ウニの殻でですね、海上保安庁から捕まった漁業者がいます。松島ですけど。そういうことで一応、海上保安庁がやっぱり廃棄物と見なしていますので、我々ではどうにもできないのではないかとこのように考えています。

議長 他に何かございませんか。

鎌賀委員 はい。

議長 はいどうぞ。

鎌賀委員 全漁調連の要望書の中で内容が分からないというご質問ですが、資料16ページの海区漁業調整委員会の制度についての下の方、委員の選任についてのところですが、下から4行目のところ、漁業者委員については、漁業関係者の民意を反映する仕組みを確立することという書き方をしておりますが、水産庁が考えている選

任の方法と、ここでいう民意を反映する仕組みというのが、何がどう違うのか教えて下さい。

議長

分かれば説明してください。

水産振興課

この要望は、去年の今頃、各県から出された要望で、その時はまだ選挙をするかしないかということがまだ議題になってた時です。今の法律の上で書いてあるように、推薦とか自薦とかそれも含めて漁業関係団体の意見を聞きなさいというふうにはなってます。推薦の方はですね。その中から選んでいく形なので、基本的にはそれに従ってやっていくしかないのかなというふうには思っています。

水産庁は、今は選挙はなくなったけど、例えば漁連で選挙をするとか、そういうことも含めて可能であるという話はあるけれども、それができるかどうかまだわかりません。

熊本県については、これからどうやって選んでいくのかというのは、まだはっきりは決まってない状況です。

鎌賀委員

はい。

議長

鎌賀委員。

鎌賀委員

ということは水産庁は、いろんな方法があるから県で決めなさいという話で、仕組みを確立することと言うのは県でしないといけないという話ですか。

水産振興課

そのとおりです。自薦も他薦も含めて。

鎌賀委員

わかりました。

議長

よろしいですか。他にございませんか。

これまでの委員会で、事務局より、漁業法の改正で委員会の開催回数が増えるとの話がありましたが、委員会の運営費等については大丈夫ですか。

議長

事務局。

事務局

今年度に入りまして、1回目2回目の委員会におきまして、改

正漁業法関係で委員会の開催数が増えるというような御報告をさせていただいておりましたが、先日も国が開催した担当者会議がありまして、委員の皆様から御意見をいただく機会が増えることになるだろうとの説明もありました。

それに対しまして、各県からは、それに対する予算的な配慮を望む意見が出されました。

本県も例外ではありませんので、熊本県連合海区からも、国に対して予算的な配慮を求める要望を出したいと思います。

本日は、資料の準備が間に合いませんでしたので、今後、事務局の方で案を作りまして、委員の皆様には郵送でお送りしたいと思います。その内容を見ていただき、修正や御意見等がありましたら、返していただくという形を取らせていただきたいと思います。できるだけ速やかに、本県の要望として提案させていただきたいと思います。

議長

ただいま事務局の説明がありましたが、何か御質問、御意見はございませんか。

委員

異議無し。

議長

それでは特に無いようですので、第3号議案「令和元年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題」については、事務局の案のとおり、要望することといたします。

よろしいですか。

委員

はい。

議長

本日事務局が予定した議題は以上でございます。

委員の皆様方、その他何かございませんか。

委員

(意見無し)

議長

それでは特にないようですので、これで第360回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。本日はどうもありがとうございました。